



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 へ り オ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 兼 CEO 鍵 本 忠 尚
(コード番号：4593 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 管理領域管掌 石 川 兼
(TEL：03-5777-8308)

指名委員会等設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することを決定し、平成 30 年 3 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 指名委員会等設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。当社にとって最適なコーポレートガバナンス体制の構築は重要課題の一つであり、取締役会を中心として集中的に論議を重ねてまいりましたが、今般、監督と執行の分離による経営監督機能の強化、業務執行における権限・責任の明確化及び機動的な経営の推進、経営の透明性・客観性の向上等の観点から、指名委員会等設置会社へと移行する方針を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成 30 年 3 月 28 日開催予定の当社定時株主総会において定款変更について必要な承認をいただき、指名委員会等設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会や執行役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものです。

また、今後の当社事業領域の拡大に備えるため、現行定款第 2 条の目的について追加を行うものです。

その他、上記の変更に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものです。

なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令の限度において免除できる旨の規定（定款変更案第 34 条）については、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成30年3月28日（水）

定款変更の効力発生日（予定） 平成30年3月28日（水）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～9. (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p>10. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会<u>において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (省 略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～9. (現行どおり)</p> <p>10. <u>前各号に関連した投資に関する業務</u></p> <p>11. <u>子会社の支配、管理に関する業務</u></p> <p>12. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>3. <u>執行役</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定めるものとする。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会<u>又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>執行役社長を兼務する取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>執行役社長を兼務する取締役を置かないとき又は執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、予め取締役会で定めた</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条～第 18 条 (省 略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 21 条 (省 略)</p> <p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u></p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(2) <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役社長 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (省 略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果その他の法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、<u>出席取締役及び出席監査役</u>がこれに記名押印を行う。</p> <p>第 27 条 (省 略)</p> <p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 29 条 (省 略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>順序に従って他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 15 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>執行役社長を兼務する取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) <u>執行役社長を兼務する取締役を置かないとき又は執行役社長を兼務する取締役に</u>事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する</u>ことができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果その他の法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、<u>出席取締役</u>がこれに記名押印を行う。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の員数)</u> 第 30 条 当社の監査役は、5 名以内とする。	(削 除)
<u>(監査役の選任方法)</u> 第 31 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、当該出席株主の議決権の過半数の決議によって選任する。	(削 除)
<u>(監査役の任期)</u> 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	(削 除)
<u>(常勤監査役)</u> 第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第 36 条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果その他の法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印を行う。	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u> 第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>より、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(委員の選定方法)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 28 条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(委員会規程)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 29 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める委員会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 執行役</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(執行役の員数)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 30 条 当社の執行役は、10 名以内とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(執行役の選任方法)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 31 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(執行役の任期)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 32 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(代表執行役及び役付執行役)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 33 条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(2) 取締役会は、その決議によって執行役社長 1 名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(執行役の責任免除)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 7 章 会計監査人</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 7 章 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 40 条～第 41 条 (省 略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 42 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 年とする。</p> <p>第 43 条～第 45 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 7 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>